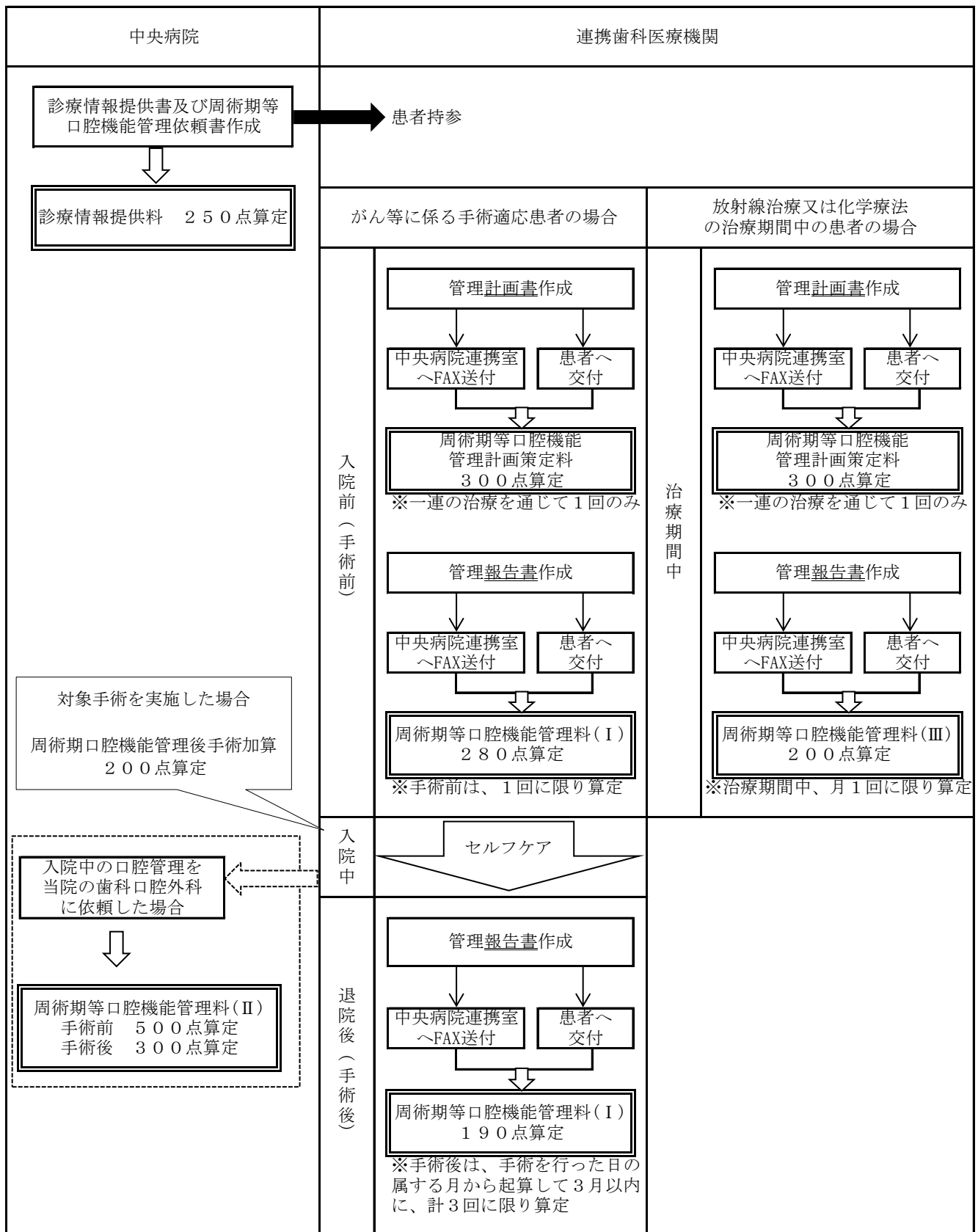


# ■周術期等口腔機能管理算定フロー



※同日に周術期等口腔機能にかかる管理計画の策定と口腔機能管理を併せて行った場合は、周術期等口腔機能管理計画策定料と周術期等口腔機能管理料が同日に算定できます。

※術前に周術期等口腔機能管理計画を策定せずに、術後に当該計画を策定した場合でも、周術期等口腔機能管理計画策定料を算定できます。

※周術期等口腔機能管理を必要とする患者でう蝕や歯周病等がない場合等については、当面は「術後合併症」、「周術期等口腔機能管理中」といった傷病名で算定できます。